

西ヶ原まちづくりニュース



第52号 令和5年2月
発行：北区防災まちづくり担当課

※このニュースの内容は防災まちづくり事業を実施しているエリアを含む、町会・自治会を主な対象としています

第47回まちづくり協議会 開催のご案内

日時 令和5年3月7日(火)
19時～20時頃

場所 滝野川東区民センター
1階 滝野川東地域振興室 会議室



[協議会テーマ]

1. 事業の進捗報告等
2. 今後の協議会活動について
3. その他

まちづくり協議会は、どなたでもご参加いただけます！
みなさまのご参加をお待ちしております！！

《新型コロナウイルス感染症対策の徹底について》

- 感染予防のため、マスクを必ず着用したうえでお越しください。
- 発熱や咳など、風邪の症状がある場合は参加をご遠慮ください。
- 感染症対策のため、検温や消毒、連絡先などの確認にご協力をお願いします。

3月11日(土) 『パネル展示』を開催します!!

日時 令和5年3月11日(土)
9時30分～16時30分

場所 西ヶ原みんなの公園 管理事務所内



西ヶ原地区のこれまでのまちの動きや協議会活動の歩みについて、写真などで紹介いたします。ぜひお越しください！
また、協議会に関するアンケートも実施しますので、みなさまのご意見をお聞かせください。

防災生活道路3号線, 4号線の道路整備

防災生活道路3号線、4号線は、緊急車両の通行や円滑な消火・救援活動および避難を可能とする防災上重要な道路であり「防災生活道路」として位置付けられています。

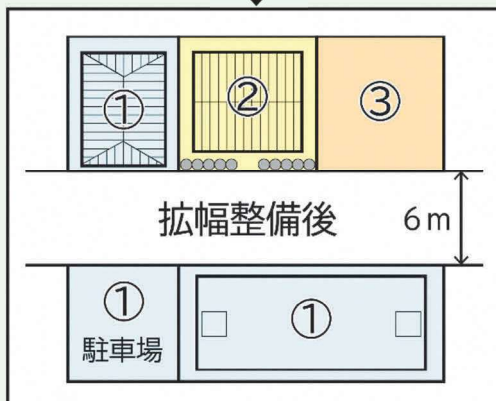
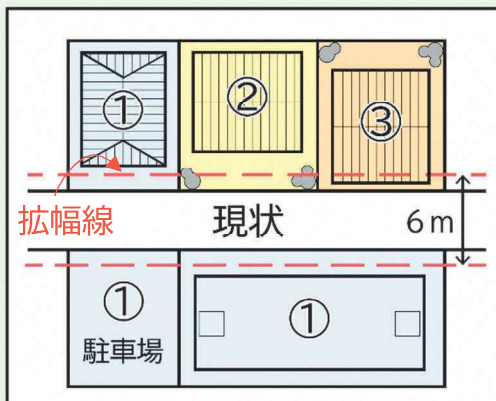
建て替えの際は、地区計画で壁面の制限が設けられています。



密集事業期間内に道路拡幅にご協力いただける場合は、区が建物・門・塀などの補償をします。

ぜひご検討ください。

拡幅イメージ



補償内容

① 敷地前面の空地や駐車場等に拡幅線がかかる場合

- 拡幅用地を区が買収します。

② 門や塀が拡幅線にかかる場合

- 拡幅用地を区が買収します。
- 門、塀などの補償をします。
- 生垣にする場合は、生垣造成助成も活用できます。

③ 建物が拡幅線にかかる場合

- 拡幅用地を区が買収します。
- 既存建物に関して以下の補償が行われます。
 - ・建物補償（建築年次、構造等により差異が生じます）
 - ・移転補償（仮住居、動産移転等）
 - ・営業補償（休業、廃業等）
 - ・その他の補償

具体的な土地代金・補償額に関しましては、個別の鑑定・調査等により決定します。

連絡先

東京都北区防災まちづくり担当課

TEL：03-3908-9162 FAX：03-3908-2244

メールアドレス：bomachi-ka@city.kita.lg.jp

“西ヶ原地区のまちづくり”
HPはこちら

